

令和3年度介護報酬改定

(高齢者虐待防止対策/感染症対策/業務継続計画/ハラスメント対策について)

鴨川市福祉総合相談センター・長狭

平川 健司

本日の内容

- ★介護保険法及び関係法令について … P3
- ★令和3年度介護報酬改定について … P6
- ★計画等の作成のポイント … P9
- ★高齢者虐待の防止について … P11
- ★感染症対策について … P13
- ★業務継続計画について … P15
- ★ハラスメント対策について … P19
- ★令和4年10月介護報酬改定について … P20

介護保険関係法令

3

介護保険法
全般

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則

事業所等の
運営基準

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

介護報酬

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

○県が事業者を指定

- 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 千葉県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例
- 千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

○市が事業者を指定

- 鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

例) 鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

参考資料①参照

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（中略）これらの規定中「、次に」とあるのは「、**虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに**、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（中略）これらの規定中「講じなければ」とあるのは「**講じるよう努めなければ**」と、「実施しなければ」とあるのは「**実施するよう努めなければ**」と、「行うものとする」とあるのは「**行うよう努めるものとする**」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（中略）これらの規定中「**講じなければ**」とあるのは、「**講じるよう努めなければ**」とする。

*** 全ての介護保険サービス事業者共通事項**

令和3年度介護報酬改定の概要

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率：+0.70% ※新型コロナウイルス感染症等に対応するサービス単価の引き上げ率+0.5%（令和3年9月までの見込み）

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

感染症対策の強化 業務継続に向けた取組の強化 災害への地域と連携した対応の強化 通所介護等の事業所規模別の報酬等に際する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保 ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた

業務効率化・業務負担軽減の推進
・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
・会議や多職種連携におけるICTの活用
・特養の併設の場合の業務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員の体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

の推進 ・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

基本報酬の見直し

感染症 & 災害対応⇒業務継続計画

7

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】

(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ 主な内容

- ・BCPとは
- ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割
- ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

高齢者虐待の防止

8

6. その他の事項（その1）

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける（※）。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する（※）。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。（※6月の経過措置期間を設ける）

施設系サービス

【基準】【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

<現行>

- イ 事故発生防止のための指針の整備
- ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

<改定後>

イ～ハ（変更なし）

ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置
（※6月の経過措置期間を設ける） **（追加）**

【報酬】【告示改正】

安全管理体制未実施減算 5単位/日（新設）（※6月の経過措置期間を設ける）

〔算定要件〕運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

安全対策体制加算 20単位（新設） ※入所時に1回に限り算定可能

〔算定要件〕外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

（※）将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

高齢者虐待防止の推進【全サービス】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。【省令改正】
（※3年の経過措置期間を設ける）

計画等の作成のポイント

9

①職員が実践できる内容

☛指針等は実践するために作成するもの。災害時や感染対策は万が一を想定し、全ての職員が理解しておくことが大事。

②担当者が変更しても継続できる内容

☛虐待防止、災害対策、感染対策は永遠に続く……

③指針等を作成してからがスタート

☛最初から完璧なものとはできない！実践して見直しが肝心！

虐待防止、感染症対策、業務継続計画共通事項

10

- ①事業所内の連絡体制の整備
担当者の選任、事業所内の相談や連絡体制。
- ②委員会（虐待、感染症対策）の設置
☆他の委員会と一体的実施可。既存の委員会等の活用。
6か月に1回程度
*但し、感染症については居住系 3か月に1回程度
- ③職員等に対する研修や訓練の実施
虐待防止及び感染症 年1回以上（居住系は年2回以上）

虐待防止について①

虐待防止のための体制整備に係る運営基準について

1. 虐待防止検討委員会の設置

○メンバー構成

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成。
- ・ 内部関係者のみの構成で可。外部から専門家等を登用できればなお良い。
- ・ 他の検討委員会と一体的に実施することも可。

○開催頻度

- ・ 定期的に開催（概ね6か月に1回以上）

○検討事項

- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・ 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ・ 虐待等について、従業員が相談、報告できる体制整備に関すること
- ・ 従業員が虐待等を把握した際に、市への通報が適切に行われる方法に関すること
- ・ 虐待等が発生した場合、再発防止策に関すること。
- ・ 再発防止策を講じた際の効果についての評価に関すること。

■介護保険最新情報 Vol952 小規模事業所における虐待防止委員会の開催は、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

虐待防止について②

12

2. 虐待防止のための指針の整備

- ・虐待防止に関する基本的な考え方
- ・職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・虐待検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項

3. 虐待防止のための研修の実施

○研修方法

研修プログラムを作成し、内部研修を実施。内容を記録として残すこと。
新規採用時には、別途研修を行うことが望ましい。

○研修内容

虐待等の防止に関する基礎的内容であること。

○実施回数

年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）

4. 虐待防止に関する担当者

専任の担当者を置くこと。虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が望ましい。

感染症対策について①

感染症対策の強化に係る運営基準について（概要）

【厚労省老健局：介護現場における感染対策の手引き】参照

1. 感染症対策検討委員会の設置

○メンバー構成

- ・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する。
- ・内部関係者のみの構成で可。感染症対策の専門家等を登用できればなお良い。
- ・他の検討委員会と一体的に実施することも可とする。

○開催頻度

定期的開催（概ね6か月に1回以上）＊施設系は3月に1回。ただし、感染症の流行時期には随時開催。

○活動内容

- ・感染症対策検討委員会その他感染症に関する事業所内の組織に関すること。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。
- ・感染症の予防及びまん延防止の平常時の対応、発生時の対応に関すること。

2. 感染症対策の指針の整備

- ・平常時の事業所内の衛生管理
- ・ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策等）
- ・感染症発生時の状況把握、拡大の防止策・医療機関、保健所、市町村等との連携・事業所内の連絡体制

感染症対策について②

3. 感染症対策に係る研修の実施

○研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。

また、新規採用時には、別途研修を行うことが望ましい。

○研修内容

感染対策の基礎的内容の適切な知識を普及啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用

○実施回数

年 1 回以上実施すること（居住系、施設系は年 2 回以上）

4. 感染症対策に係る訓練の実施

○訓練の内容

事業所内の役割分担の確認や感染対策をした状態でのケアの演習等を実施する。

机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施することが望ましい。

厚生労働省老健局「新型コロナウイルス感染症 感染者発生シミュレーション～机上訓練～」を参照。

○実施回数

年 1 回以上実施すること（居住系、施設系は年 2 回以上）

業務継続計画について①

1. どのような場면을想定するか？

- 通常時（サービス提供時間内（入所系であれば日中））
- 休業時（サービス提供時間外（入所系であれば夜間））

⇒ 職員が在勤若しくは在勤していない場面。

* 自然災害は夜間、土日に発災することが多い傾向

2. どのような災害を想定するのか？

⇒ 予め**予想できる災害**と**予測できない災害**

○台風 ▣ 令和元年度台風災害 ⇒ 予想できる災害は事前準備が可能

○地震 ▣ 東日本大震災 ⇒ 予測できない災害は日ごろの備えが必要

3. 業務継続計画の策定にあたっては職員の安否確認方法が重要

まずは職員の安否確認と出勤の確認が必要。また、入所系は地域と連携しておくことが必要。

⇒職員が出勤できなければその後の対応が困難。

職員の安否確認、連絡方法の確認、
電話等が使用不可の場合...

災害備品等の確保、利用者名簿や
マップの整理、社用車の給油、
防災マップの確認...

職員出勤が不可の場合の対応、地
域や医療介護機関との連携...

業務継続計画について②

16

4. サービス種別や施設の規模による違い

サービス種別	ライフライン	被害状況
訪問系サービス	事業所＋利用者宅	事業所＋車両＋利用者宅＋道路
通所系サービス	事業所	事業所＋送迎車両＋道路
入所系サービス	事業所	事業所

サービス種別による
違いを理解しておく。

5. サービス提供不可の場合の優先付け（災害＆感染症共通）

○サービス提供が不可の場合どう対応するか？

☆最低限のサービス提供はどこまで可能か？

▣有事の際には地域の関係機関と連携し対応することが必要。

万が一に備えて情報
を整理しておく。

業務継続計画について③

17

業務継続計画（BCP）の策定に係る運営基準について（概要）

1. 業務継続計画の策定

○感染症にかかるとの業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築、感染症予防の取組、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応（担当者の選任、マニュアルの整備等）
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有、事業継続の方策等）

○自然災害にかかるとの業務継続計画

- ・ 平常時の対応（建物設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、備蓄品等の確保等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、優先する業務、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

業務継続計画について④

2. 業務継続計画に関する研修の実施

○研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。また、新規採用職員向けに研修を行うことが望ましい。

○研修内容

業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行う内容とする。

○実施回数

年 1 回以上実施すること（居住系、施設系は年 2 回以上）

3. 業務継続計画に関する訓練の実施

○訓練の内容

業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、非常時のケアの演習等について訓練を実施。机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。

○実施回数

年 1 回以上実施すること（居住系、施設系は年 2 回以上）

ハラスメント対策

ハラスメント対策の強化に係る運営基準について（概要）

1. 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化
・上記方針について策定し、従業員に周知・啓発を図ること。

2. ハラスメントに関する相談・苦情等に応じ、適切な対応のために必要な体制の構築
・相談・苦情等に対応する担当者を定め、従業員に周知すること。

※上記以外に、カスタマーハラスメント防止のための相談体制の整備、被害者への配慮の取組（メンタルヘルス対策、2人以上による対応等）、被害防止のための取組（マニュアルの作成、研修の実施等）を実施することが望ましい。

令和4年10月～介護報酬報酬改定

20

社会保障審議会－介護給付費分科会 第208回（R4. 2. 28）	資料1	令和4年度介護報酬改定による処遇改善	介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会 第35回（R4. 7. 14）	参考資料2
--------------------------------------	-----	---------------------------	---	-------

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策（注）を講じることとする。
（注）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

◎ **加算額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

◎ 対象となる職種

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ 交付方法

対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/4：150億円程度（令和4年度分））。

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 申請は、令和4年8月に受付、10月分から毎月支払（実際の支払は12月から）
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

